

環 環 管 第 2 7 号  
平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日

京都市教育長 在田 正秀 様

京 都 市 長 門 川

〔 担当 環境政策局環境企画部環境管理課  
TEL : 0 7 5 - 2 2 2 - 3 9 5 1 〕



「新普通科系高校施設整備事業」に係る配慮書案に対する市長意見について

平成 2 9 年 8 月 3 0 日付けで提出されました標記配慮書案について、京都市環境影響評価等に関する条例第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり環境配慮の観点からの意見を述べますので、本意見を勘案して、配慮書を作成してください。

( 別 添 )

## 「新普通科系高校施設整備事業」に係る配慮書案に対する市長意見

京 都 市 長

### 1 全般的事項

- (1) 事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素が、適切に選定されている。
- (2) 今後の事業計画を具体化するに当たって、施設の配置及び構造について引き続き検討し、環境への負荷をできる限り回避し、又は低減できるように努めること。
- (3) 配慮書案の環境配慮方針及び内容に基づき事業を実施すること。
- (4) 教育を主体とした考え方に基づいて施設の基本方針が適切に定められているため、本方針に従い、教育施設整備事業としての特性を十分に踏まえた事業計画としていくこと。

### 2 大気質及び騒音

- (1) これまでに既存施設において実施されたアスベストの調査結果について配慮書に記載すること。
- (2) 解体前にアスベストの調査を行い、アスベストが使用されている場合、法に従って適切に解体すること。
- (3) グラウンド使用時に発生する騒音や砂埃について、適切な対応を行い、配慮すること。

### 3 土壌

以前、工業高校であった特性を踏まえ、適切な土壌汚染調査を行い、必要な措置を講じること。